



◇◆ 新宿ビズタウンメール 2022年 2月15日号



発行：新宿区文化観光産業部産業振興課

目次

<1> 産業振興課インフォメーション

- ・令和3年度 第2回「新宿“オンライン”ビジネス交流会」募集締切 2月17日(木)
- ・新宿区 新型コロナウイルス感染症対策支援事業（申請はお早めに！）
 - （1）店舗等家賃減額助成【テナントオーナー向け】
 - （2）商工業緊急資金(特例)制度(令和3年11月拡充)
 - （3）おもてなし店舗支援事業補助金【飲食業・小売業・サービス業 店舗向け】
 - （4）専門家活用支援事業【中小企業・個人事業主向け】
- ・令和3年度新宿区事業承継支援セミナー動画を配信しています

<2> 東京都からのお知らせ

「テレワーク推進強化奨励金」の事前エントリー・申請を受付中

<3> 国、東京都の新型コロナウイルス感染症関連情報

- ・経済産業省 事業復活支援金
- ・経済産業省の支援策
- ・厚生労働省 雇用調整助成金の特例について
- ・東京都「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1/21～2/13実施分)」について
- ・東京都 中小企業者等月次支援給付金(10月分申請期限 令和4年2月28日)
- ・東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

<1> 産業振興課インフォメーション

■令和3年度 第2回「新宿“オンライン”ビジネス交流会」参加費無料
※2月17日(木)募集締切り間近！

【実施方法】クラウドミーティングアプリ「Zoom」を使用した交流会

【日時】令和4年2月25日(金)午後3時～午後5時

【対象】中小企業者・個人事業主 30名

【内容】

- ・ガイダンス：交流会の説明など（10分）
 - ・グループ交流（20分×3回）参加者を5グループに分け、各回メンバーを入替。
 - ・グループ毎にトークテーマを設定、進行役のファシリテーターが参加。
 - ・トークテーマ例
- ①コロナ禍での営業活動や販路拡大について
 - ②コロナ禍で進む業務のICT化について
 - ③コロナ禍での人手確保・育成について
 - ④コロナ禍でのM&A需要について
 - ⑤2022年に新たに取り組むことについて

詳細はこちら↓（申込や注意事項など）

http://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_002139_00001_online01.html

※申込多数の場合は新宿区区内の方を優先して抽選となります。

■新宿区 新型コロナウイルス感染症対策支援事業

令和3年度で実施している支援事業の申請期限は、
令和4年2月末～3月31日となります。（事業により異なる）
期限間近は申込が集中しますので、申請をご予定されている方は
お早めに申請をいただくようお願いいたします。

（1）新宿区店舗等家賃減額助成【テナントオーナー向け】

※申請期限 令和4年2月28日(月)まで（消印有効）

新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している区内事業者の事業継続を
支援するため、賃貸人が店舗等賃借人の事業が継続できるように店舗等家賃を
減額した場合に、賃貸人に対して減額した家賃の一部を助成しています。

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00017.html

[問合せ先]

店舗等家賃減額助成担当

TEL : 03-5273-3554

(2) 新宿区おもてなし店舗支援事業補助金【飲食業・小売業・サービス業 店舗向け】

※申請期限 令和4年3月15日(火)まで(消印有効)

店舗での感染症拡大防止対策を実施したり、新たに宅配・テイクアウトに取り組む場合の費用や販売促進に係る費用を助成します。

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_002209.html

(3) 商工業緊急資金(特例)制度

※申請期限 令和4年3月31日(木)まで

新型コロナウイルス感染症の流行により、事業活動に影響を受ける区内中小企業者を支援するために商工業緊急資金(特例)をあっせんし、利子と信用保証料を区が全額補助します。ぜひご活用ください。令和3年11月1日(月)より制度拡充を行いました。

【貸付限度額】1,000万円以内

【貸付期間】7年以内(据置期間12か月以内)

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00011.html

(4) 新宿区専門家活用支援事業【中小企業・個人事業主向け】

※申請期限 令和4年3月31日(木)まで(消印有効)

事業再興や補助金申請等に専門家を活用した際の費用を助成
※上限額(10万円)に達するまで複数回の申請が可能です。

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_002209.html

■令和3年度新宿区事業承継支援セミナー動画を配信しています

新宿区では中小企業の経営者・後継者が事業承継を考えるためのきっかけづくりを目的として、事業承継に関する動画を作成し、新宿区の公式 YouTube チャンネルで配信しています。※令和 3 年 11 月 30 日収録

令和 3 年度新宿区事業承継支援セミナー動画(全 3 回)

【第 1 回 はじめよう！～早めの準備が事業承継成功の鍵～】 ↓

動画はこちら→ https://www.youtube.com/watch?v=CChSx4dM_M8&t=0s

【第 2 回 誰にしよう！～いろいろある事業承継先選択のポイント～】

動画はこちら→ <https://www.youtube.com/watch?v=BKuhdCHiePo&t=0s>

【第 3 回 確認しよう！～事業承継にかかわる法律や税金～】

動画はこちら→ <https://www.youtube.com/watch?v=dLilrsUon-c&t=0s>

〈2〉 東京都からのお知らせ

■ 「テレワーク推進強化奨励金」の事前エントリー・申請を受付中

「テレワーク推進リーダー」を設置した中小企業等が、テレワーク推進強化期間中（12/6～3/31）に「週 3 日・社員の 7 割以上」、1 か月間または 2 か月間、テレワークを実施した場合、通信費や機器・ソフト利用料など企業が負担・支出した経費に基づき算定した最大 50 万円の定額の奨励金を支給

「テレワーク推進リーダー」制度についてはこちら ↓

<https://www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp/leader/>

【対象】

常時雇用する労働者が 1 名～300 名以下の都内中小企業等

【要件】

- ① 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言及び「テレワーク推進リーダー」の登録
- ② テレワーク推進強化期間中（12/6～3/31）に、テレワークが仕事になじむ社員のうち、「週 3 日・社員の 7 割以上」、1 か月間または 2 か月間テレワークを実施（※その他要件あり）

※事前エントリー以前の取組であっても、テレワーク推進強化期間内の取組であれば、

奨励金の対象とすることができます。

詳細はこちら↓

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/tele-suisinkyoka.html>

[問合せ先]

公益財団法人 東京しごと財団 雇用環境整備課

「テレワーク推進強化奨励金」事務局

03-6734-1301（平日 9 時～17 時）※平日 12～13 時、土日・祝日を除く

<3> 国、東京都の新型コロナウイルス感染症関連情報

■経済産業省 事業復活支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、地域・業種を限定しない形で、事業規模に応じた事業復活支援金を給付します。

【申請期間】 令和 4 年 5 月 31 日(火)まで

事業復活支援金事務局ホームページはこちら↓

<https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/>

電子申請を行うことが困難な方のために、申請サポート会場にて補助員が電子申請の手続きをサポートします。

申請サポート会場の詳細はこちら↓

<https://jigyoun-fukkatsu.go.jp/support/index.html>

【新宿区 申請サポート会場】

新宿オークタワー 1F 新宿区西新宿 6-8-1

開場時間 9 時 00 分～19 時 00 分（休館日：毎週土曜、祝日）

電話予約窓口（オペレーター対応）

TEL0120-789-140 8 時 30 分～19 時 00 分（土日、祝日含む全日対応）

[問合せ先] 事業復活支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】

TEL：0120-789-140（携帯電話からもつながります）

IP 電話等からのお問合せ先：03-6834-7593（通話料がかかります）

※受付時間 8時30分～19時00分（土日、祝日含む全日対応）

※月次支援金の申請受付は終了しました。

制度詳細はこちら↓

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

■経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連の支援策

詳細はこちら↓

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

■厚生労働省 雇用調整助成金の特例について

緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業について、雇用調整助成金の助成率を最大10/10に引き上げる特例が適用になります。

【東京都の特例の対象となる区域及び期間】

まん延防止等重点措置を実施すべき区域 東京都（都内全域）

特例の対象となる期間 令和4年1月21日～3月31日

詳細はこちら↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000783159.pdf>

[問合せ先]

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
TEL：0120-60-3999（受付時間 9：00～21：00 土日・祝日含む）

■東京都（飲食店等を対象）

「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1/21～2/13実施分)」について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、まん延防止等重点措置が適用されることに伴い、要請に全面的にご協力いただける飲食事業者等の店舗を対象として、協力金を支給いた

します。

【対象期間】

- ・令和4年1月21日から令和4年2月13日まで【24日間】
- ・令和4年1月24日から令和4年2月13日まで【21日間】

【主な対象要件】

上記対象期間において、営業時間の短縮等の要請に全面的にご協力いただいた都内の飲食店等（大企業が運営する店舗も含む）

【申請受付期間】 令和4年3月25日(金)まで

詳細はこちら↓

<https://jitan.portal.metro.tokyo.lg.jp/s>

[問合せ先]

感染拡大防止協力金等コールセンター

TEL：0570-0567-92（9時から19時まで毎日）

※2/14～3/6 実施分は要請期間終了後、速やかに申請受付を開始する予定。

■東京都 中小企業者等月次支援給付金

※10月分の申請期限 令和4年2月28日(月)（消印有効）

飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上額が減少した都内事業者の事業の継続・立て直しに向け、東京都が月ごとに給付金を支給します。

月次支援給付金の詳細はこちら↓

<https://tokyogetsuji.metro.tokyo.lg.jp>

[問合せ先]

東京都中小企業者等月次支援給付金コールセンター

TEL：03-6740-5984（9時～19時まで、土、日、祝日も開設）

■東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの企業や都民のみなさんが利用できる、東京都および国の支援情報を探ることができるサイトです。

詳細はこちら↓

<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>

新宿区、国や東京都を始めとする各支援機関が行っている代表的な制度をまとめた「新宿区中小企業支援ガイド」を発行しました。是非ご活用ください。(令和3年3月発行)

ガイドはこちら↓

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000252968.pdf>

産業振興に関する広報誌「新宿ビズタウンニュース」を年2回発行しています。区内中小企業の取り組みや区の施策をご紹介します。

最新号の詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_biznews.html

このメールマガジンに掲載されている情報については、内容が変更・終了している場合もありますので、詳細は直接主催者にご確認ください。

本メールマガジンの配信解除は下記アドレスからお手続きください。

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_002144.html

このメールには返信できません。

不明な点等ございましたら、下記問合せ先までお尋ねください。



新宿区文化観光産業部産業振興課

〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 BIZ 新宿 4階

電話番号：03-3344-0701

FAX 番号：03-3344-0221

インターネットによるお問合せ：

https://www.city.shinjuku.lg.jp/soshiki/261100shoko_00001.html

